

野辺地町介護・福祉・医療等事業所燃料費高騰対策給付金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、野辺地町内において、介護・福祉・医療等のサービス（以下「介護等サービス」という。）を提供する事業所等に対し、「野辺地町介護・福祉・医療等事業所燃料費高騰対策給付金」（以下「給付金」という。）を交付し、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業所の経済的支援を目的とする。

（給付金交付の対象）

第2条 給付金の交付の対象となる事業所等は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表1に掲げる事業所等（以下「事業所」という。）のいずれかに該当し、令和4年4月1日時点で、野辺地町内に住所を有していること。
- (2) 令和4年4月から6月までの3か月連続で、野辺地町内に住所を有する者に対し、感染防止対策を実施しながら、介護等サービスの提供実績があること。
- (3) 給付金の交付申請をする時点において、介護等サービスの提供を継続していること。

（給付金の額）

第3条 給付金の額は別表2のとおりとする。

（給付金の交付申請）

第4条 給付金の交付を受けようとする事業所の代表者は（以下「申請者」という。）は、介護・福祉・医療等事業所燃料費高騰対策給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、令和4年4月から令和4年6月までの3か月間連続でサービスの提供を行っていたことを確認できる書類（任意）を添付して町長に申請しなければならない。この場合、送迎サービス（通院介助含む）を提供している事業所については、当該サービスの提供が確認できる書類（任意）を添付しなければならない。

- 2 給付金の申請は、原則事業所ごとに行うものとする。
- 3 給付金の申請期限は、令和4年11月30日とする。

（給付金の交付決定）

第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、概ね30日以内に交付の決定をし、その旨を介護・福祉・医療等事業所燃料費高騰対策給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、申請者に対し給付金を交付しないことを決定したときは、その旨を介護・福祉・医療等事業所燃料費高騰対策給付金交付申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（給付金の返還等）

第6条 町長は事業所が偽りの申請その他不正な手段により給付金の交付を受けたと認めたときは、既に交付した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

（調査）

第7条 町長は、給付金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 給付金の交付を受けようとする又は交付を受けた事業所は前項の調査に協力しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

野辺地町介護・福祉・医療等事業所燃料費高騰対策給付金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

野辺地町長 宛

住 所 野辺地町字
(申請者) 名 称
代表者職氏名
連 絡 先

野辺地町介護・福祉・医療等事業所燃料費高騰対策給付金交付要綱第 4 条の規定に基づき、
関係書類を添えて交付申請（請求）します。

以下の、各項目の該当する□にチェック☑

分野	☐ 介護保険 ☐ 障害福祉 ☐ 児童福祉（保育所） ☐ 学校教育（幼稚園） ☐ 医療施設 ☐ 老人福祉（有料老人ホーム）	
類型	☐ 訪問型 ☐ 通所型 ☐ 入所型（入院含）	
事業所 分類	介護	☐ 訪問介護 ☐ 訪問看護 ☐ 訪問リハビリテーション ☐ 居宅療養管理指導 ☐ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売 ☐ 居宅介護支援 ☐ 介護予防支援 ☐ 通所介護 ☐ 通所リハビリテーション ☐ 認知症対応型生活介護 ☐ 指定介護老人福祉施設（短期入所含） ☐ 介護老人保健施設（短期入所含）
	障害	☐ 訪問介護 ☐ 指定特定相談 ☐ 通所支援 ☐ 施設入所支援（短期入所含）
	児童	☐ 保育所
	学校	☐ 幼稚園
	医療	☐ 訪問診療 ☐ 訪問歯科 ☐ 訪問リハビリテーション ☐ 訪問看護 ☐ 在宅患者訪問栄養食事指導 ☐ 入院 ☐ 患者送迎
	老人	☐ 有料老人ホーム
交 付 申請額	円	
振込口座		
申請前の 確 認 事 項	☐ 令和 4 年 4 月 1 日時点において野辺地町内に事業所の住所を有する。 ☐ 令和 4 年 4 月から 6 月までの 3 か月間連続で、野辺地町に住所を有する町民に対しサービス提供の実績がある。（サービス提供確認書類を添付している） ☐ 送迎サービス（通院介助含）を行っていることが確認できる書類を添付している。 （送迎サービスを行っていない場合は添付不要）	

様式第2号(第5条関係)

野介福 第 号
令和 年 月 日

様

野辺地町長 野 村 秀 雄

野辺地町介護・福祉・医療等事業所燃料費高騰対策給付金交付決定通知書

令和 年 月 日に提出があった令和4年度において実施する野辺地町介護・福祉・医療等事業所燃料費高騰対策給付金交付申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

給付金交付決定通知額 金 円

様式第3号(第5条関係)

野介福 第 号
令和 年 月 日

様

野辺地町長 野 村 秀 雄

野辺地町介護・福祉・医療等事業所燃料費高騰対策給付金交付申請却下通知書

令和 年 月 日に提出があった令和4年度において実施する野辺地町介護・福祉・医療等事業所燃料費高騰対策給付金交付申請について、下記の理由により却下と決定したので通知します。

記

理由

別表1

対象事業所	法律
訪問介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護(長期入所施設の空床を利用している事業所は除く) 短期入所療養介護(長期入所施設の空床を利用している事業所は除く) 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項
認知症対応型共同生活介護	介護保険法第8条第14項
居宅介護支援	介護保険法第8条第24項
指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設	介護保険法第8条第25項
介護予防支援	介護保険法第8条の2第16項
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 生活介護 短期入所(長期入所施設の空床を利用している事業所は除く) 施設入所支援 就労継続支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第28条第1項及び第2項
指定特定相談支援	障害者総合支援法第51条の20
児童発達支援 放課後等デイサービス	児童福祉法(昭和22年法律第123号)第6条の2の2
保育所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条
幼稚園	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条
右記に規定する診察を行うにあたり患者送迎サービスを提供する医療施設	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第36条第1項第1号
居宅において医療サービスを提供する医療施設	国民健康保険法第36条第1項第4号
病院又は診療所の入院患者に対し医療サービスを提供する医療施設	国民健康保険法第36条第1項第5号
有料老人ホーム	老人福祉法(昭和38年法律第133号)
町長が必要と認める事業所 ただし、申請時点において廃止または休止された事業所、国及び地方公共団体から運営、入居及び介護等サービス提供業務委託を受けている事業所は除く	

別表 2

サービス類型		事業所の分類	サービス内容等			給付金の額（単位：円）
介護保険	訪問型	訪問介護 訪問看護 居宅療養管理指導 居宅介護支援 介護予防支援 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	送迎サービスあり			210,000
			送迎サービスなし			140,000
	通所型	通所介護 通所リハビリテーション	定員	30 人以下	386,400	
				31 人以上 40 人以下	445,200	
				51 人以上 60 人以下	562,800	
	入所型	認知症対応型共同生活介護 指定介護老人福祉施設＊ 介護老人保健施設＊ ＊短期入所を含み、定員数は合算して算出する		20 人以下	499,800	
				21 人以上 30 人以下	644,700	
				71 人以上 80 人以下	1,369,200	
81 人以上 90 人以下				1,514,100		
障害福祉	訪問型	訪問介護（居宅介護・重度訪問介護・同行援護） 指定特定相談	送迎サービスあり			210,000
			送迎サービスなし			140,000
	通所型	通所支援（生活介護・就労継続支援・児童発達支援・放課後等 デイサービスそれぞれの定員数を合算して算出する）	定員	10 人以下（食事提供の有無により異なる）	243,600～268,800	
				11 人以上 20 人以下	327,600	
				21 人以上 30 人以下	386,400	
	入所型	施設入所支援（短期入所サービスを含み定員数は合算して算出する）		40 人以下	789,600	
児童福祉 学校教育	通所型	保育所 幼稚園 ＊同一法人が系列保育所の送迎サービスを一括して行っているか否かにより異なる。	送迎あり	定員	45 人	474,600
					100 人	798,000
			送迎なし	定員	45 人 ＊左記参照	264,600～404,600
					60 人	492,800
					90 人	669,200
医療	訪問型	訪問診療 訪問歯科 訪問看護 訪問リハビリテーション 在宅患者訪問栄養食事指導 患者送迎	送迎サービスあり			210,000
			送迎サービスなし			140,000
	入所（院）型	入院による生活療養サービス支援	定員	151 人以上	2,187,990	
老人福祉	入所型	入所による生活支援サービス支援（有料老人ホーム） ＊同一系列で複数運営している場合、定員数は合算して算出する。	送迎あり	定員	30 人以下	644,700
					31 人以上 40 人以下	789,600
			送迎なし	定員	30 人以下	574,700
					31 人以上 40 人以下	719,600